

# 令和7年度未除染牧草地調査分析業務

一般競争入札  
入札説明書

令和7年8月12日

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「令和7年度未除染牧草地調査分析業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

「令和7年度未除染牧草地調査分析業務」

(2) 業務の仕様等

別添「令和7年度未除染牧草地調査分析業務仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から現に入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(5) 国、県が委託する類似の調査分析業務を過去5年以内に実施した実績がある、または実施中であり確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を5（1）に掲げる場所に郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 福島県内に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿）など）

エ 業務履行実績書（様式2）

(2) 前項の書類は、令和7年8月22日（金）（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）までに提出すること。

(3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、令和7年8月26日（火）以降、入札者に対して通知する。

## 5 入札説明書等の配布

(1) 入札説明書等の配布場所及び問合せ先

郵便番号 960 - 8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県農林水産部農林総務課（福島県庁西庁舎9階）

電話番号 024 - 521 - 7394

F A X 024 - 521 - 7945

なお、入札説明書等の配布は上記で行うほか、福島県農林総務課ホームページにおいて公開する。

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

公告の日から令和7年8月22日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

## 6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、下記7に示す日時及び場所へ持参すること。郵送による入札は不可とする。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

イ 委任状（様式8）（代理人が出席し、入札する場合）

(3) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほか当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び代理人の押印をすること。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年8月28日（木）午前10時00分から

(2) 場所 福島県庁西庁舎 8階 農林水産部会議室

## 8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、次により入札保証金を納付すること。
  - ア 入札保証金の額は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額であること。
  - イ 入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（以下「入札保証金」の納付等という。）は開札の前までに行うこと。
  - ウ 入札保証金の納付等を行おうとする競争参加者にあつては、事前に資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。
- (2) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式9）を、令和7年8月22日（金）午後5時15分までに、上記5（1）の提出先に提出しなければならない。
- (3) 入札保証金の納付及び還付については、福島県財務規則の定めるところによる。

## 9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記7に示す日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6（2）及び8（2）で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。その際は入札書（様式4）に必要事項を記載して提出すること。

## 10 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 記名又は押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (9) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

## 1.2 落札者の決定方法

- (1) 総額が財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。  
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 1.3 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、福島県財務規則の定めるところによる。

## 1.4 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、委託者が交付する契約書に記名押印し、委託者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

## 1.5 契約条項

契約条項は、別紙契約書（案）及び財務規則による。

## 1.6 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この場合において、当該委託業務の仕様等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により、福島県農林水産部農林総務課（上記5（1）に同じ）に、令和7年8月18日（月）までに説明を求めることができる。（質問書は持参、郵送又はFAXにより提出すること。）

県は、福島県農林水産部ホームページに掲載する方法により、令和7年8月20日(水)までに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、次の(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式8)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、委託者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 17 その他

- (1) 契約締結権者の氏名は、福島県知事内堀雅雄とする。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。
- (4) 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5(1)と同じである。